みちのくＵＣカード会員規約

≪一般条項≫

第１条（会員－本人会員・家族会員）

1. みちのくカード株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、みちのくＵＣカード会員規約（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社がカード利用を承諾した方を本人会員とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。

2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方とします。

3. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担します。

第２条（カードの発行と管理）

1. 本人会員、家族会員（以下両者を「会員」と称します。）には当社が発行するカードを貸与します。

2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される３桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。カードは、当社が所有権を有します。また、カード番号は、当社が指定のうえ会員が利用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。

3. 会員は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄にご自身でご署名を行います。

4. カード及びカード情報は、カード表面に氏名が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡または担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。第 20 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。

5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させまたはカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は本人会員の責任とします。但し、カードまたはカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

6. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。

7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと本規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。

第 3 条（カードの年会費）

1. 本人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものといたします。

2. 支払方法は、第 7 条のカード利用代金の場合と同様とします。

3. すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。

第 4 条（暗証番号）

1. 当社は本人会員からのお申し出により、カードの暗証番号（4 桁の数字）を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。

（ｲ）本人会員からのお申し出のない場合。

（ﾛ）当社が禁止している番号のお申し出があった場合。

2. 会員は、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 会員が第三者に暗証番号を知らせ、または暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

第 5 条（カード利用可能枠）

1. 当社は第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なおショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。

2. カード 1 回当たりの利用額は、日本国内の加盟店（以下「国内加盟店」と称します。）では当社が定める金額、日本国外の加盟店（以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。）ではマスターカード・アジア・パシフィック・ＰＴＥ・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・ＰＴＥ・リミテッド（以下両者を「国際提携組織」と総称します。）が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。

3. 第 1 項にかかわらず、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービスのうち、第 23 条に定める 1 回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合、会員は、支払区分ごとの未決済の利用代金の金額が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済の利用代金の合計が第 1 項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。なお、会員は、第 1 項または本項に定める利用可能枠を超えたご利用について、第 23 条に定める 1 回払いを指定したものと同様に取り扱われることを承認します。

4. 第 1 項にかかわらず、第 29 条に定めるキャッシング（１回払い）については、第 1 項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャ

ッシング（1 回払い）の未決済の利用代金の合計が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。
5. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額または利用停止ができるものとします。

第 6 条（複数枚カード保有における利用可能枠）
カードを複数枚保有している場合、当社が定める一部のカードを除いて各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードの利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

第 7 条（代金決済）
1. 第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月 10 日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、当月 15 日（以下「算定日」という。）に算定したものを、翌月 5 日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。
2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。
3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、約定支払日に先立ち、本人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。本人会員はご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち 20 日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。
4. お支払預金口座の預金残高不足により、第 1 項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。

第 8 条（支払金等の充当順位）
1. お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても本人会員は異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても本人会員は異議のないものとします。

2. 第 1 項にかかわらず、第 26 条に定める「リボルビング払いの支払停止の抗弁」にかかわる充当順位については、割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。

第 9 条（費用の負担）

本人会員のご都合による第 7 条第 1 項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却）

1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続をすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却または裁断のうえ破棄するものとします。

2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合、当社または当社の親会社の合併その他これに類する事由により本規約に定めるサービスを廃止する場合であって、当該廃止を円滑に実施するために会員の資格を取り消すことが必要と認められる場合は、当社は、何らの通知または催告を要せずして、カード及び第 16 条第 1 項（ﾛ）に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止または会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。

（ｲ）カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。

（ﾛ）本規約のいずれかに違反した場合。

（ﾊ）当社に対する支払債務または当社の保証している債務の履行を怠った場合。

（ﾆ）個人信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断した場合。

（ﾎ）第 20 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、または第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。

（ﾍ）第 7 条第 1 項に定める自動振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。

（ﾄ）第 11 条第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当した場合。

（ﾁ）第 14 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から本人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。

（ﾘ）第 16 条第 5 項に記載する行為を行った場合。

（ﾇ）第 16 条の 2 第 1 項の規定する暴力団員等であることが判明した場合。

（ﾙ）第 16 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。

（ﾇ）第 16 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。

（ﾜ）本人会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本人会員への連絡が困難と判断した場合。

(ｶ) 本人会員が死亡した場合。

(ﾖ) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。

(ﾀ) 本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失または在留資格の確認ができない場合。

3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。

(ｲ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

(ﾛ) 第 20 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、会員はカード情報等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。

(ﾊ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。

第 11 条（期限の利益喪失）

1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。

(ｲ) 第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスまたは、ショッピングサービスの 1 回払いの利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

(ﾛ) ショッピングサービス（1 回払いを除く）の利用代金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

(ﾊ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

(ﾆ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき。

(ﾎ) 破産・民事再生の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。

(ﾍ) カードの破壊、分解等を行い、またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。

2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。

(ｲ) 商品の購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合で、本人会員が当社に対する支払いを 1 回でも遅滞したとき。

(ﾛ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。

(ﾊ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

(ﾆ) 本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。

(ﾎ) 会員が、第 16 条の 2 第 1 項または第 2 項に違反したときまたは、当社が、第 16 条の 2 第 3 項に定める報告を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第 12 条（遅延損害金）

1. 約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額（ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。）に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、遅延損害金を申し受けます。

2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残金全額に対して遅延損害金を申し受けます。

3. 遅延損害金は第23条第1項に定める、ショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年14.6%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは法定利率、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で計算した金額とします。

4. 前項の計算方法は、年 365 日（うるう年は年 366 日）の日割計算とします。

第 13 条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補）

1. 万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、またはカードを紛失した場合は、会員は速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へも必要書類をお届けいただきます。

2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは本人会員の責任となります。

3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。

（イ）会員の故意または重大な過失に起因する場合。

（ロ）会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為または加担した盗難の場合。

（ハ）第２条に違反して第三者にカードまたはカード情報を使用された場合。

（ニ）当社が会員から盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。

（ホ）戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。

（ヘ）本規約のいずれかに違反した場合。

（ト）会員が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力をしない場合。

（チ）カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第 4 条第 3 項但し書きに該当する場合を除きます。

（リ）第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。

4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第 7 条のカード利用代金の場合と同様とします。

第 14 条（届出事項の変更）

1. 本人会員が当社に届出た氏名、勤務先、住所、メールアドレス、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項（取引目的等を含みます。）等に変更があった場合は、直ちに当社あてに所定の変更手続きをしていただきます。

2. 当社が本人会員から届出があった連絡先にご利用明細書、通知書等を送付した場合は、または届出があったＥメールアドレスにメール送信した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。但し、前項の変更手続を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めた場合はこの限りでないものとします。

3. 当社は、本人会員と当社との各種取引において、本人会員が当社に届出た内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容または収集内容に変更することができるものとします。

第 15 条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員が海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

第 16 条（その他承諾事項）

1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。

（ｲ）当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

（ﾛ）当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」と称します。）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。

2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承諾します。

（ｲ）当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得またはご提出いただくこと。

（ﾛ）第 7 条第 3 項に定めるご利用明細書は、電磁的方法または郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当社は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送で送付するものとしますが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります。但し、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

（ﾊ）当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、またはカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。

3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。

(ｲ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。

(ﾛ) 当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を留保し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすることがあること。

(ﾊ) (ﾛ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続をとること。

(ﾆ) 当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。

4. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号または第 2 号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

5. 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の役職員・従業者等（派遣社員を含み、以下「従業者等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

(ｲ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等

(ﾛ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

(ﾊ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

(ﾆ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

(ﾎ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

第 16 条の 2（反社会的勢力の排除）

1．本人会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。

(ｲ) 暴力団

(ﾛ) 暴力団員

(ﾊ) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

(ﾆ) 暴力団準構成員

(ﾎ) 暴力団関係企業

(ﾍ) 総会屋等

(ﾄ) 社会運動等標ぼうゴロ

(ﾁ) 特殊知能暴力集団等

(ﾘ) これらの共生者

(ﾇ) テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

(ﾙ) その他これらに準じる者

(以下総称して「暴力団員等」という)

2. 本人会員は、会員が自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(ｲ) 暴力的な要求行為

(ﾛ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ﾊ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(ﾆ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(ﾎ) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、会員が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反または、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

(ｲ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(ﾛ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(ﾊ) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第 17 条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第 19 条（規約の改定並びに承認）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をみちのくカードホームページ（http://www.michinoku-card.co.jp/）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(ﾛ)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。

(ｲ)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

(ﾛ)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をみちのくカードホームページ（http://www.michinoku-card.co.jp/）において告知する方法または本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うこと、または、お知らせ後1ヶ月の経過をもって、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

≪ショッピングサービス条項≫

第20条（カード利用方法）

1.会員は、次の（ｲ）（ﾛ）（ﾊ）に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力することまたは所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます（以下「ショッピングサービス」と称します。）。

（ｲ）当社と契約した加盟店。

（ﾛ）当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。

（ﾊ）国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。

2.会員は、当社が適当と認める店舗・売場、または商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、またはカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。

3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続によるものとし、現金等での払戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第7条第2項の規定が準用されます。第7条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

4.会員は、換金または違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

5. 会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払にカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会または会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。

第 21 条（加盟店への連絡等）

会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、会員はこれを予め承認するものとします。

(ｲ) 加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。

(ﾛ) カードの提示者が会員本人であることを確認する場合があること。

(ﾊ) 会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの利用をお断りする場合があること。

(ﾆ) 前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。

(ﾎ) 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。

第 22 条（立替払いまたは債権譲渡）

1. 当社は、会員の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を会員に代わって立替払いするものとし、会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。本人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより本人会員に対して取得する求償金債権を支払うものとします。

2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品またはサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。

3. 会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知または承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。

(ｲ) 加盟店が当社に譲渡すること。

(ﾛ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。

(ﾊ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

4. 会員は、第 26 条第 1 項に該当する場合を除いて、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。

第 23 条（支払い区分）

1. 会員はショッピングサービスの利用代金の支払いについて、カード利用の際に、１回払い、2 回払い、3 回以上の分割払い（ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」と称します。）、ボーナス一括払い、リボルビング払い（以下総称して「支払区分」と称します。）のいずれかを指定することができます。但し、

加盟店及び商品またはサービスによっては、利用できない支払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、１回払いとさせていただきます。

2.海外でカードを利用した場合は、原則として１回払いとしますが、本人会員から当社に申し出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払いによる支払いを指定することができます。

3.会員が１回払い、２回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合は次のとおりとします。

（ｲ）支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下記のとおりとなります。

ａ．支払回数	１回	２回	３回	５回	６回	10 回
ｂ．支払期間	１ヶ月	２ヶ月	３ヶ月	５ヶ月	６ヶ月	10 ヶ月
ｃ．実質年率（%）	0	0	10.25	11.25	11.75	12.25
ｄ．現金価格 100 円当たりの手数料額（円）	0	0	1.71	2.85	3.42	5.70

ａ．支払回数	12 回	15 回	18 回	20 回	24 回	ボーナス一括
ｂ．支払期間	12 ヶ月	15 ヶ月	18 ヶ月	20 ヶ月	24 ヶ月	
ｃ．実質年率（%）	12.50	12.50	12.50	12.50	12.75	0
ｄ．現金価格 100 円当たりの手数料額（円）	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68	0

ボーナス併用分割払いの実質年率は購入時期により、上記と異なる場合があります。

（ﾛ）分割払いの場合、支払総額は現金価格に上記の表により算出した分割払手数料を加算した金額となります。また、月々の分割払いの支払金は支払総額を支払回数で除した金額（以下「分割支払金」と称します。）となります。但し、２回払いの各回の支払分及び分割支払金の単位は１円とし、端数が生じた場合は初回に算入いたします。

（お支払い例）10 万円の 10 回払いでご利用の場合

○分割払手数料　10 万円×（5.7 円／100 円）＝5,700 円

○支払総額　　10 万円＋　5,700 円　＝105,700 円

○月々の分割支払金　105,700 円÷10 回＝10,570 円

（ﾊ）ボーナス併用分割払いについては、ボーナス加算月を夏８月、冬１月とし、ボーナス加算総額は現金価格の 50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（但し、ボーナス加算月の加算額は 1,000 円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を毎月の分割支払金に加算してお支払いいただきます。なお、利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いができない場合があります。

（ﾆ）ボーナス一括払いの支払月は夏８月、冬１月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間とさせていただき、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。

4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

（ｲ）毎月の支払元金（お支払いいただく金額のうちリボルビング払いに係る現金価格の残高（以下「リボ利用残高」と称します。）に充当される金額のことをいう。以下同じ。）は、末尾「毎月の支払元金（支払コース）」記載の支払コースの中から会員が申込み時に予め選択し当社が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に当社所定の手数料を加算した金額（以下「弁済金」と称します。）をお支払いいただきます。なお、本人会員の申出があり当社が承認した場合は、支払コースの変更ができるものとします。

（ﾛ）手数料は、毎月 11 日から翌月 10 日までの日々のリボ利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年 365 日（うるう年は年 366 日）で日割計算した金額を１ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日（締切日に利用がなされたときは当該締切日とします。）までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知します。

（ﾊ）本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払いができるものとします。

5. 本人会員は、当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合には、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払いをリボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして前項（ｲ）（ﾛ）により計算します。なお、2 回払い分をリボルビング払いに変更する場合に変更の対象となる利用代金は、1 回目の支払分に応当する算定日以前に変更の申し出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合は、支払金額が確定した各回の支払分に相当する利用代金分といたします。

6. 会員は、手数料が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。また、第 19 条の規定にかかわらず、当社から手数料の料率変更の通知をした後は、分割払いは変更後のご利用分より、また、リボルビング払いは通知したときにおけるリボ利用残高の全額に対して、改定後の手数料が適用されることに、会員は異議がないものとします。

第 24 条（商品の所有権）

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店に立替払いをしたときに、加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務が完済されるまで当社に留保されるものとし、会員は、これを認めるものとします。

第 25 条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利または役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に商品の交換を申し出るかまたは加盟店との間の当該契約の解除をすることができます。

第 26 条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。

（ｲ）商品、権利または役務の提供がなされないこと。

（ﾛ）商品の破損、汚損、故障、その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。

（ﾊ）商品、権利または役務の提供について、その他加盟店に対して生じている事由があること。

2. 当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。

3. 会員は前項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

4. 会員は、第 2 項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合にはその資料を添付いただきます。）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

（ｲ）ショッピングサービスの利用が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。

（ﾛ）会員の指定した支払区分が、1 回払いのとき。

（ﾊ）2 回払い、ボーナス一括払いまたは、分割払いで利用した 1 回のカード利用に係る支払総額が 40,000 円に満たないとき。

（ﾆ）リボルビング払いで利用した 1 回のカード利用に係る現金価格の合計が 38,000 円に満たないとき。

（ﾎ）商品、権利または役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。

（ﾍ）その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

6. 本人会員には、当社が利用代金の残額から第 1 項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後の利用代金の支払いを継続していただきます。

第 27 条（早期完済の場合の特約）

本人会員は分割払いの支払方法において、約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときは、78 分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により、算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できます。

≪キャッシングサービス条項≫

第 28 条（キャッシングサービス）

1. 会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること（以下「キャッシングサービス」と称します。）ができます。

（ｲ）当社または当社の提携する金融機関等（以下「提携金融機関」と称します。）の現金自動支払機または現金自動預払機（以下「CD・ATM」と称します。）を利用する方法。

(ﾛ) 当社所定の手続きによりお支払預金口座に振込む方法。

(ﾊ) その他当社が定める方法。

2. 1回当たりのキャッシングサービスの利用代金の額は、当社が認める場合を除き、原則として10,000円単位とします。但し、前項（ﾛ）の方法による場合、及び当社が認める場合に限り1,000円単位とします。

3. 当社が別途認める場合を除き、キャッシングサービスの利用にはカードと暗証番号を使用し、所定の利用方法によるものとします。

4. 約定支払日に利用代金の決済が遅延した場合など当社が相当と判断した場合は、キャッシングサービスの利用をお断りし、またカード貸与を一時停止することがあります。

5. キャッシングサービスの利用及びそのお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）は本人会員が負担するものとします。

第29条（キャッシングサービスの利率等）

1. キャッシングサービスによる融資金（以下「融資金」と称します。）及び利息の支払方法は、ご利用の都度、1回払い（以下「キャッシング（1回払い)」と称します。）またはリボルビング払い（以下「キャッシング（リボ)」と称します。）のいずれかを指定します。但し、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、支払方法はキャッシング（1回払い）に限ります。また、家族会員はキャッシング（1回払い）に限りご利用できます。

2. 本人会員は、当社が別途通知した利率をもって計算された利息を支払うものとします。

3. 利息は、締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。但し、初回利息は、ご利用日の翌日から初回約定支払日までの日割計算によって計算した金額とします。また、キャッシング（リボ）の場合には、ご利用日にご返済いただく場合は、1日分の利息をお支払いいただきます。なお、融資利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超える部分について本人会員に支払い義務はありません。

4. 本人会員は、融資利率が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。また、第19条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、融資金残高の全額に対して、改定後の利率が適用されることに、会員は異議がないものとします。

第30条（キャッシングサービスの返済方法等）

1. キャッシング（1回払い）の返済方法は元利一括返済方式とします。

2. キャッシング（リボ）の返済については次のとおりとします。

(ｲ) 返済方法は元金定額返済方式、ボーナス月元金増額返済方式の２種類から選択するものとします。なお、当社が認めた場合は、ボーナス月のみ元金返済方式を選択することができるものとします。

(ﾛ) 毎月の返済額は、後記「キャッシングサービスのご案内」に定める返済元金と第29条で定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、キャッシング（リボ）の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。

(ﾊ) 本人会員から申込みがあり、当社が認めた場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。

第 31 条（早期返済の場合の特約）

本人会員は、約定支払日前であっても当社所定の返済方法により、融資金残高の全部または一部をお支払いできます。

第 32 条（ご利用・ご返済にかかる書面）

1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面（電磁的方法による場合を含みます。）をキャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するものとします。但し、当社が当該書面に代えて毎月一括記載により書面を交付することについての承諾を本人会員から得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。
2. 第 1 項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用またはご返済がある場合、変動することがあります。

みちのく UC ゴールドカード会員特約

みちのくカード株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、みちのく UC カード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、当社が発行するみちのく UC ゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をみちのく UC ゴールドカード会員とします。

みちのく UC カードセレクト会員特約

みちのくカード株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、みちのく UC カード会員規約及び本特約をご承認のうえ、当社が発行するみちのく UC カードセレクトの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をみちのく UC カードセレクト会員とします。

みちのく UC リボカード特約

第 1 条（リボルビング払い専用カード）

みちのくカード株式会社（以下「当社」と称します。）が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の会員が、みちのく UC カード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード（以下「リボカード」と称します。）とすることができるものとし、または、カードに追加してリボカードを貸与するものとします（前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します。）。

第 2 条（ショッピングサービス支払区分）

1. リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、そ

の利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店または、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回払いとなることがあります。

2. 前項の定めに関わらず、会員規約第5条第1項に定める利用可能枠を超えたご利用は、会員規約第23条に定める1回払いを指定したものと同様に取り扱います。

第3条（リボカード追加型）

1. リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビングに係る利用可能枠と合算した額までとします。

2.会員は、リボカード追加型による利用代金等の債務がカードによる利用代金等の債務と合わせて取り扱われることを予め承認いただきます。

3. リボカード追加型は、キャッシング（リボ）は利用できないものとします。

4.会員は、当社に対し会員規約第3条に定める年会費とは別にリボカード追加型について所定の年会費を支払うものとします。但し、リボカード追加型の年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、すでにお支払い済の年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。

第4条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

＜ショッピングサービス＞リボルビング払いのご案内

1. 毎月の支払元金（支払コース）

利用残高	毎月の支払元金					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額5千円以上6万円まで（5千円単位） ＊ゴールドカードは1万円以上	未決済残高の5%（1円単位）但し、最低支払元金1万円
20万円超は20万円増すごとに	1万円加算	2万円加算	3万円加算	4万円加算		

注：利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。

2. お支払い例（定額１万円コース・実質年率１５．００％の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

（1）6月5日に支払う弁済金（5月10日締切）

支払元金　10,000円

手数料　0円（ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません）

弁済金　10,000円

（2）7月5日に支払う弁済金（6月10日締切）

支払元金　10,000円

手数料　5月11日～6月5日分＋6月6日～6月10日分

（80,000円×26日 ＋ 70,000円×5日）× 15.00% ÷ 365日 ＝ 998円

弁済金　10,000円 ＋ 998円 ＝ 10,998円

(3) 8 月 5 日に支払う弁済金（7 月 10 日締切）

支払元金　　10,000 円

手数料　　6 月 11 日～7 月 5 日分＋7 月 6 日～7 月 10 日分

（70,000 円×25 日 ＋ 60,000 円×5 日）× 15.00% ÷ 365 日＝842 円

弁済金　　10,000 円＋842 円＝10,842 円

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。

※残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。

＜キャッシングサービス＞のご案内

名称	融資金	融資利率	返済方式	返済期間	返済回数	担保・保証人
キャッシング（1 回払い）	利用可能枠(1～30 万円)の範囲内(1 万円単位)	実質年率 18.00%（ご利用日の翌日から返済日までの日割計算）（※5）	元利一括返済	23 日～56 日	1 回	不要
キャッシング（リボ）（※1）	利用可能枠(1～300 万円)の範囲内(1 万円単位)	利用可能枠が 100 万円未満の場合→実質年率 18.00%（※2） 100 万円以上の場合→実質年率 15.00%	・元金定額返済（1 万円～5 万円）（※3） ・ボーナス月元金増額返済 ・ボーナス月のみ元金返済（※4）（5 万円以上）	100 万円未満の場合→1ヶ月～160 ヶ月 100 万円以上の場合→1ヶ月～100 ヶ月	100 万円未満の場合→1 回～160 回 100 万円以上の場合 →1 回～100 回	不要

※1：学生用カード会員及び家族会員は、キャッシング（リボ）をご利用いただけません。また、一部提携カードの会員はキャッシング（リボ）のご融資内容を変更いただけない場合があります。
※2：ご利用可能枠が 100 万円未満の場合、みちのくＵＣゴールドカード会員は実質年率 15.00%となります。
※3：元金定額返済における月々の返済元金は、当社が認めた場合は 5 千円～5 万円となります。
※4：ボーナス月のみ元金返済方式は、当社が認めた場合に限りご利用いただけます。
※5：キャッシング枠の総額が 100 万円以上の場合融資利率（実質年率）15.00%に変更になる場合があります。

●遅延損害金　実質年率 20.00%

（2026 年 7 月現在）

個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。）は、本同意条項および今回お申込される取引の規約等に同意します。

第１条（個人情報の収集・保有・利用、預託）

（1）会員は、今回のお申込みを含むみちのくカード株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報（E メールアドレス、ＳＮＳ

アカウントその他インターネット上の連絡先を含む。)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項

②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容に関する情報

③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報

④会員が申告した会員の資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報

⑤会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）

⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律および貸金業法に基づき会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報

⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等、公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）

⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報

⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報

⑩インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む。）

⑪会員が当社に届出た電話番号および住所の有効性に関する情報

（2）当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1) により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第２条（第１条以外での個人情報の利用）

（1）会員は、第１条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第１条（1）①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。

①当社のクレジット関連事業および金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・ＳＮＳでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス

②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・ＳＮＳでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内

③当社のクレジット関連事業および金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発

※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（http://www.michinoku-card.co.jp/）に常時掲載しております。

（２）会員は、当社がユーシーカード株式会社（以下「ＵＣ社」と称します。）に対して第１条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、ＵＣ社がクレジットカード事業におけるＵＣ社およびＵＣ社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第１条（1）①②個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。

（３）会員は、第１項①②および前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内およびその同封物は除きます。

第３条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）

（1）信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

①当社は、会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）およびこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員に関する信用情報（(3) ①に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。

②上記①の照会により、当社は、これら信用情報機関に会員の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

（注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

（2）信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

①当社は、会員に係る本契約に基づく②に定める信用情報を、加盟信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において②に定める期間保有され、(3) に記載のとおり利用されます。

②上記①より、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

（株）シー・アイ・シー

提供情報

カード使用者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

申込、契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数、等)。

支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。

保有期間

A,本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報および申込みの事実）は当社が（株）シー・アイ・シーに照会した日から６ヶ月間

B.本契約に係る事実（本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実）は契約期間中および契約終了後５年以内

C.上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合は契約期間中および契約終了後5年間

（3）信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意

会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

①信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報またはその一部を保有します。

A.上記（2）より、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

B.信用情報機関が収集したA.以外の情報

C.信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報をA.およびB.またはA.のとおり利用します。

A.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

B.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①A.B.C.）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（①A.）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

（4）当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関

①当社が加盟する信用情報機関の名称等

当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

㈱シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）　（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：０５７０－６６６－４１４

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/

※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

②提携信用情報機関の名称等

㈱日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/

全国銀行個人信用情報センター

TEL　03-3214-5020

ホームページアドレス　https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※　全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第４条（個人情報の公的機関等への提供）

会員は、各種法令の規定により提出求められた場合、またはこれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、当社が公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第５条（個人情報の開示・訂正・削除）

（1）会員は、当社および加盟信用情報機関並びに提携信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

①当社に開示を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

②加盟信用情報機関および提携信用情報機関に開示を求める場合には、加盟信用情報機関にご連絡ください。

（2）万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第６条（本同意条項に不同意の場合）

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合および本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第２条（1）①②および(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第７条（契約の不成立時および終了後の個人情報の利用）

（1）各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、および第１条（1）に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

①会員との各取引（新たなお申込みを含む）に関して、当社が与信目的でする利用

②第３条（2）に基づく加盟信用情報機関への登録

（2）各取引が終了した場合であっても、第１条（1）に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

（3）第１項②は、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

第８条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地および当社の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第９条（条項の変更）

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

【問い合わせ・相談窓口等】

１．商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

２．規約についてのお問い合わせ・ご相談はみちのくカードお客様相談室にご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等
・個人情報の開示･訂正・削除、（第５条）その他当社が保有する個人情報について ・支払停止の抗弁に関する書面（会員規約第 26 条第４項）について ・当社および加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止（第２条）について ・その他本規約全般について	みちのくカードお客様相談室	青森県青森市奥野一丁目３番１２号 みちのくカード株式会社 TEL　017-734-2188 （月～金　土日祝日休み） 受付時間　9：00～17：00 URL http://www.michinoku-card.co.jp/

（2026 年１月現在）

◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074　東京都港区高輪 3-19-15
TEL：03-5739-3861